

高齢者権利擁護推進事業
受託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 事業実施 に係る組 織及び人 員体制等 (30点)	① 仕様書で定める業務内容を確実に実施できる組織体制が確保されているか。	10点	5点	2.0
	② 高齢者権利擁護や成年後見制度に関する知識について、十分なノウハウを有する人員の配置が確保されているか。	10点	5点	2.0
	③ 事業の実施スケジュールは、適切で実現可能なものか。	10点	5点	2.0
2 業務実施 内容 (60点)	① 市町村への現場密着支援について ・市町村の体制整備（中核機関の設置・機能強化）支援内容について効果的な提案がされているか。 ・支援事例について他市町村への展開方法が具体的に提案されているか。	10点	5点	2.0
	② 相談窓口について ・相談対象機関が相談しやすいよう窓口の開所場所、開設日時、相談体制が工夫されているか。	10点	5点	2.0
	③ 市町村職員向け研修について ・市町村が抱える課題等を踏まえた研修内容が提案されているか。 ・研修内容に「意思決定支援」及び「首長申立」に係る内容が盛り込まれているか。	10点	5点	2.0
	④ 中核機関機能強化研修について ・成年後見制度改正を踏まえた内容となっているか。 ・中核機関の機能強化に資する内容となっているか。	10点	5点	2.0
	⑤ 法人後見実施団体連絡会について、 ・実施団体の活動支援や連携促進に結びつく提案がされているか。	10点	5点	2.0
	⑥ 権利擁護の担い手養成講座 ・厚労省の基本カリキュラムに基づいた内容になっているか。	10点	5点	2.0
3 経費 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） ※小数点以下切り捨て	10点		
	合 計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

- 提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査（評価）	配点
極めて高い（極めて良好）	5
高い（良好）	4
中位（普通）	3
やや低い（やや不十分）	2
低い（不十分）	1